

令和4年2月2日

社会福祉法人本庄市社会福祉協議会
会 長 吉 田 信 解 様

本庄市地域福祉推進委員会
委 員 長 清 水 静 子

答 申 書

令和2年9月23日付け本社協発第1123号により、貴会より本委員会に諮問がありました、「「ふくしの杜ほんじょうプラン21」に基づく計画の進捗について」、令和2年度から合わせて3回の委員会を開催し、慎重に審議を重ねた結果を下記のとおり答申いたします。

なお、審議の過程において、各委員から提起された意見を取りまとめ、付帯意見として提出いたしますので、十分配慮いただきますよう要望いたします。

記

平成31年4月から実施されている「ふくしの杜ほんじょうプラン21」に基づく各取組については、本委員会の意見を踏まえた上で、着実に前進していると評価いたします。

人口減少や少子高齢化が進み、8050問題やひきこもり、ヤングケアラーなど、様々な地域課題が顕在化する中、誰もが安心して地域で暮らし続けていくためには、私たち市民が、地域課題を「他人事」ではなく「我が事」として受け止め、行政をはじめ地域の多様な主体が連携・協働して「丸ごと」解決できるようにしていく必要があります。そのためには、本計画の「みんなで支えあう 思いやりのあるまち 本庄～安心と共生のまちづくり～」の基本理念のもと、住民主体の小地域福祉活動を推進するとともに、活動を支える仕組みづくりが重要と考えます。

困った時には助け合いながら、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく心豊かに暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けて、令和3年4月に創設された「重層的支援体制整備事業」を視野に入れ、地域福祉を更に推進していただきますようお願いいたします。

付帶意見

基本戦略 1

市民の生活を支える仕組みづくり

- 本プランの第3期計画に位置づけられている機能集約センター設置を前倒しして、日常生活圏域の市内4圏域に設置するよう、市に働きかけてください。機能集約センターの設置に向けては、アウトリーチの強化と「ひとりも取り残さない」相談支援体制の構築を目指して、社会福祉協議会のもつ総合力を発揮し、自治会、民生委員・児童委員、市内の他の社会福祉法人等と連携して、その推進体制づくりに努めてください。
- 相談支援にあたっては、職員研修等を通じてコミュニティソーシャルワークの知識や技術の習得に努めてください。また、最高のパフォーマンスで相談支援を行うためのICT環境等の整備に努めてください。
- 小・中学校等における福祉教育について、市や教育委員会等と連携して、さらなる充実に努めてください。
- 災害時における社会福祉法人間の支援協力や、災害派遣福祉チーム（DWA T）等の被災者支援団体及び関係者・関係団体と災害ボランティアセンターとの連携等、災害福祉支援ネットワークの強化に努めてください。

基本戦略 2

人と人とのつながりづくり

- 小地域福祉活動を推進するための専門職として、社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカーを配置するよう市と協議してください。
- 「人と人とのつながりづくり」実現のために、地域住民とともにサロンの運営方法やサロン参加促進のための環境整備など、地域でどのような活動が求められているのかについて検討し、福祉活動を実践する機会を設けてください。
- 福祉事業を実施する社会福祉法人や、特定非営利活動法人等を経営する者の組織化を図り、福祉事業の相互連携や質的向上、課題解決の取組を推進してください。

基本戦略 3

地域で共に生きるための人づくり

- ボランティアセンターによるマッチング実績を集積して、動向を分析し、ボランティア活動支援方針を構築してください。
- 小学校区等の地域福祉圏域において、地域活動支援者と専門職による支援チームを編成して、地域のニーズ把握や小地域福祉活動の推進に取り組んでください。

基本戦略 4

計画推進体制の発展・強化

- 募金活動に協力する市民サポーターを組織する等により、募金活動のさらなる活性化に努めるとともに、募金財源が広く地域に還元され、活用される取組を推進してください。
- 地域福祉活動計画の内容を広く周知するとともに、市民の当事者意識を高めて、積極的な行動につながるよう支援してください。
- 地域福祉活動計画を持続的・発展的に推進するため、社会福祉法人としての独立性や運営基盤の強化に努め、地域福祉を推進する中核的な組織に相応しい役員等の人材確保、及び職員等の資質の向上に取り組んでください。